

豊田市エコファミリー支援補助金交付要綱
(外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、環境に配慮した暮らしへの取組に対する補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金の交付は、スマートハウスを構成する、創エネルギー機器（住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム）、省エネルギー機器（家庭用エネルギー管理システム）、蓄エネルギー機器（家庭用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車等充給電設備）の導入及び外部給電機能付次世代自動車の購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消及び市民の暮らしの脱炭素化を推進することを目的とする。

(補助対象自動車)

第3条 補助金交付の対象となる自動車は、別表1に定めるもので、外部給電器・V2H充放電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能（以下「外部給電機能」という。）を有するものとし、この要綱において「外部給電機能付次世代自動車」という。ただし、超小型電気自動車（以下「ミニカー」という。）の場合は、外部給電機能の有無は問わない。

2 前項の外部給電機能は、別表2に定める装置とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら使用する目的で外部給電機能付次世代自動車等新車で購入又はリース（サブスクリプションを含む。）契約（以下「購入等」という。）した個人（当該外部給電機能付次世代自動車プラグインハイブリッド車若しくは電気自動車（以下「PHV等」という。）である場合又は燃料電池自動車（以下「FCV」という。）である場合は、当該PHV等又はFCVの自動車検査証に記載された使用者をいい、ミニカーである場合は、当該ミニカーの標識交付証明書に記載された納税義務者又は使用者をいう。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以後に当該外部給電機能付次世代自動車等新車登録し、自動車検査証の「自動車登録番号又は車両番号」の欄に「豊田」と記載されていること。
- (2) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。
- (3) 新車登録日の1年以上前から第9条の規定による申請の際まで引き続き市内に

住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民として記録されていること。

- (4) 当該補助対象自動車を継続して3年以上使用すること。
 - (5) 豊田市税を滞納していないこと。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 前項第5号の要件については、納税証明書によって証明できることを条件とする。ただし、第7条第4項に該当する場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額及びその上限は、別表3に定める金額とする。

- 2 車両の使用（リースに当っては契約）年数が第12条2項で定める耐用年数に満たない場合は、使用又は契約年数を耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た金額とする。ただし、リース契約で、年未満の期間が発生する場合は、その期間を切り捨てるものとする。
- 3 第1項又は前項の場合において、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の交付は、同一年度内において、補助金交付対象者1人につき1回限りとする。

（補助対象自動車の新車登録）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに新車登録し、その使用を開始するとともに、補助対象経費の支払を完了しなければならない。

- 2 リース契約の場合は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに契約を完了し、その使用を開始しなければならない。

（交付の申請）

第7条 申請者は、外部給電機能付次世代自動車の購入等完了日から2月を経過した日又は補助対象の車両が新規登録された年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書（外部給電機能付次世代自動車様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証記録事項の写し（軽自動車の場合は、自動車検査証の写し）又は標識交付証明書の写し（ミニカーの場合）
- (2) 注文書又は契約書の写し（車名、外部給電装置の記載がわかる書類（標準装備のものは除く））
- (3) 車両販売店等が発行した外部給電機能付次世代自動車の購入の事実が確認でき

る書類（領収書等）の写し又はリース契約書の写し

(4) 豊田市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の購入等完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

(1) 自動車検査証交付日（ミニカーの場合は、標識交付証明書の発行日。）

(2) 補助対象自動車の支払完了日。ただし、分割払に係る契約書の写し、又はリース契約書の写しを添付して、前項の規定による申請を行う場合は、契約の締結日

3 充電設備に関する加算金の交付を申請する者は、第1項の書類に加えて、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 充電設備の設置に要した費用（充電設備本体の購入に係る費用が含まれているものに限る。）が明記され、購入の事実が確認できる書類の写し（購入の事実を示す日付が、購入等完了日の1年前から第1項の申請期限のものに限る。）。ただし、第1項第2号又は第3号の書類に同様の内容が記載されている場合は、その添付を省略することができる。

(2) 充電設備の設置が確認できる写真

4 第1項第4号の納税証明書は、転入者であって、市税の直前の賦課期日に本市に住所を有さない者及び本市に住所を有するが申請日時点において市税の初回の納期限を迎えていない者にあつては、添付を省略するものとする。

5 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるとときは、受付を停止するものとする。

6 市長は、前項の規定により受付を停止したときは、先着順に補欠番号を付して補欠受付を行い、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

(交付の可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、必要な調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書（共通様式第4号）又は不交付決定通知書（共通様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 交付請求書（共通様式第6号）

(2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

2 市長は、前項各号に掲げる書類を全て受理したときは、第5条に規定する補助金を交付する。

(交付申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ届出書（共通様式第7号）により、市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消)

第11条 市長は、第9条の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書（共通様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（共通様式第11号）により、当該補助金の全部の額又は耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）の返還を請求するものとする。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象自動車を処分するとき。
- (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めるとき。

2 前項の耐用年数は、PHV等又はFCVを4年、ミニカーを3年とする。

3 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

4 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

(期日の特例)

第13条 補助金に係る申請書等の提出期限が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。ただし、当該年度の3月31日が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日を

もってその期限とみなす。

(他の補助金との関係)

第14条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する補助対象自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

(協力)

第15条 第9条の規定により補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項について、市へ協力しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部給電機能付次世代自動車の使用状況に関するデータの提供
- (2) 災害時に、外部給電設備を自助及び共助のため、非常用電源として活用すること。
- (3) 市が実施するアンケート等への回答
- (4) その他地球温暖化防止に関する活動

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	定 義
プラグインハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの
電気自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く
燃料電池自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの
超小型電気自動車	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2のミニカーのうち、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する四輪以上のものであって、標識交付証明書にミニカーと記載されているもの

別表2（第3条関係）

区 分	定 義
外部給電器	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="528 297 1386 622">1 PHV等及びFCVから電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L DC版に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol 認証）に合格しているもの、又はCHAdeMO規格対応車両から電力の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から2車種以上の認定を受けているもの <li data-bbox="528 629 1386 752">2 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの
V2H	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="528 775 1386 898">1 PHV等及びFCVから電力の取り出し及びPHV等及びFCVに充電する装置で、CHAdeMO V2H protocol 認証に合格しているもの <li data-bbox="528 904 1386 1050">2 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの
車載コンセント	<p data-bbox="528 1066 1386 1193">PHV等及びFCVから車両外部に、出力AC100Vで1,500Wの電力を安全かつ安定的に供給するために必要な、標準装備又はメーカーオプションで装着される車内装備</p>

別表3（第5条関係）

区分	補助率	上限額	上乗せ加算額	
PHV等	車両ごとに市長が車両本体基準額（ベース額）を設定し、そのベース額に5/100を乗じた額	20万円	使用者の住所に充電設備を設置した場合	設置に要した額 ^{※1} 又は2万円のいずれか少ない額
FCV		32万円		
ミニカー		3万5千円	満65歳以上の場合 ^{※2}	4万円

※1 消費税及び地方消費税を除く。

※2 ミニカーを購入した者が、申請年度末時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている満65歳以上の者である場合